

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	パーソルホールディングス株式会社
【英訳名】	PERSOL HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 和田 孝雄
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目15番5号 (注)2026年6月23日より「東京都渋谷区代々木二丁目1番1号」から上記住所に本店を移転しております。
【電話番号】	(03)3375-2220(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ財務本部 本部長 剣持 徹夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目15番5号 (注)2026年6月23日より「東京都渋谷区代々木二丁目1番1号」から上記住所に本店を移転しております。
【電話番号】	(03)3375-2220(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ財務本部 本部長 剣持 徹夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,515,915,616円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年6月22日に事業年度 第18期有価証券報告書（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）並びに2026年6月24日及び2026年6月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2026年5月14日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該有価証券報告書並びに臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、及び参照書類を縦覧に供している場所を訂正するため、また、添付書類のうち「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補充情報

#### 第3 参照書類を縦覧に供している場所

（添付書類の差替え）

第18期有価証券報告書を提出したことに伴い、2026年5月14日に提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

（添付書類の削除）

第18期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第17期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月25日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

事業年度第18期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月11日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年5月14日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年10月1日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年3月30日に関東財務局長に提出

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第18期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日） 2026年6月22日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月29日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2026年6月24日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年6月29日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年5月14日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年5月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月29日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

(訂正前)

パーソルホールディングス株式会社 本店

(東京都渋谷区代々木二丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(訂正後)

パーソルホールディングス株式会社 本店

(東京都港区南青山一丁目15番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)